

第73回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月24日（金曜日）
午前10時

開催場所 東京都港区三田三丁目5番27号
住友不動産三田ツインビル西館1階
ベルサール三田 Room 2・3

目次

| | |
|-----------------|----|
| 第73回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 株主総会参考書類 | 4 |
| （添付書類） | |
| 事業報告 | 27 |
| 連結計算書類 | 47 |
| 計算書類 | 50 |
| 監査報告書 | 53 |

新型コロナウイルス感染防止のため、本株主総会会場におきましては、当社役員、係員のマスクの着用やアルコール消毒液の設置など、感染予防措置を講じております。

ご出席される株主様にも、マスク着用等をお願いしています。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

株主総会当日にお配りしておりましたお土産をとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

(証券コード9367)
2022年6月6日

株 主 各 位

東京都港区芝浦四丁目6番8号

大東港運株式会社

取締役社長 曾 根 好 貞

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主の皆様の安全、安心を最優先に、本株主総会へのご来場見合わせについてもご検討いただき、同封の議決権行使書用紙のご郵送またはインターネットによる議決権行使をお願いいたします。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2ページから3ページの「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都港区三田三丁目5番27号
住友不動産三田ツインビル西館1階ベルサール三田 Room 2・3
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第73期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daito-koun.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daito-koun.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合
(十分にご検討ください。)



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時
2022年6月24日(金曜日)
午前10時

事前行使のご案内

郵送により議決権を
行使する場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限
2022年6月23日(木曜日)
午後5時15分到着

インターネットによる
議決権行使の場合



議決権行使サイトをご利用いただき【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照のうえ、賛否をご入力ください。

行使期限
2022年6月23日(木曜日)
午後5時15分締切

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記の事項をご確認いただきまして、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

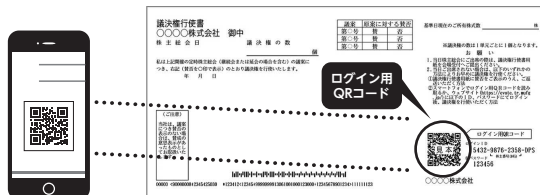
2022年6月23日(木曜日)
午後5時15分締切

議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>

QRコードを読み取る方法

ログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、右に記載の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ご注意事項

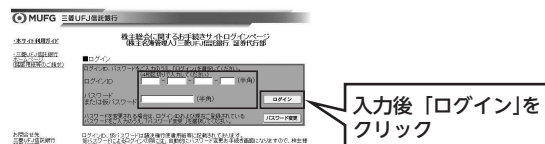
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主様の負担となります。

システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

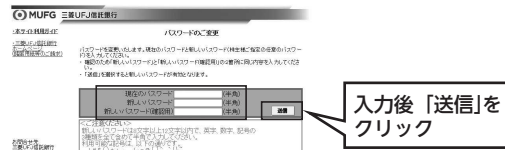
電話 0120-173-027(通話料無料)(受付時間 午前9時から午後9時まで)

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトにアクセスして議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



新しいパスワードを登録。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ①取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限委譲に関する規定等を新設するものであります。
- ②「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| 第1条～第4条 (条文省略) | 第1条～第4条 (現行どおり) |
| 第2章 株式 | 第2章 株式 |
| 第5条～第8条 (条文省略) | 第5条～第8条 (現行どおり) |
| (株主名簿管理人) | (株主名簿管理人) |
| 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 | 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 |
| 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 | 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u> によって選定し、公告する。 |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(株式取扱規定)</p> <p>第10条 株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> | <p>(株式取扱規定)</p> <p>第10条 株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規定による。</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第17条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>20名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、12名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、<u>取締役相談役、取締役会長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第32条 当社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等を除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第33条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(監査役の員数) 第33条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> | (削除) |
| <p>(監査役の選任) 第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | (削除) |
| <p>(監査役の任期) 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | (削除) |
| <p>(補欠監査役) 第36条 法令または定款の監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 2. 補欠監査役の選任決議は第34条の規定を準用する。 3. 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する定時株主総会の開始の時までとする。 4. 補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | (削除) |
| <p>(常勤監査役) 第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> | <p>(常勤監査等委員) 第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(新設)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第38条 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第40条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規定) 第41条 監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役会の定める監査役会規定</u>による。</p> <p>(監査役の報酬等) 第42条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | <p>(<u>監査等委員会の招集権者</u>) 第35条 <u>監査等委員会</u>は、各監査等委員がこれを招集する。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第36条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法) 第37条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数</u>が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録) 第38条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規定) 第39条 <u>監査等委員会</u>に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員会の定める監査等委員会規定</u>による。</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(削除)</p> |
| <p>第6章 会計監査人</p> | <p>第6章 会計監査人</p> |
| <p>第44条～第46条 (条文省略)</p> | <p>第40条～第42条 (現行どおり)</p> |
| <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> | <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> |
| <p>第48条 (条文省略)</p> | <p>第44条 (現行どおり)</p> |
| <p>第7章 計算</p> | <p>第7章 計算</p> |
| <p>第49条～第52条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>第45条～第48条 (現行どおり)</p> |
| | <p>附則</p> <p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役責任免除等の経過措置)</p> <p>第1条 2022年6月開催の第73回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款の定めによる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|---|
| | <p>2. <u>2022年6月開催の第73回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款の定めによる。</u></p> <p><u>(電子提供措置等の経過措置)</u></p> <p><u>第2条 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本第2条の附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当社における地位 | 取締役会出席回数 |
|-------|---|-------------|-------------------|
| 1 | 再任 曾根好貞 そ ね よし さだ ね 好 貞 | 代表取締役社長 | 12回／12回 (100%) |
| 2 | 再任 おぎの野哲司 おぎ の てつ じ 荻 野 哲 司 | 取締役副社長 | 12回／12回 (100%) |
| 3 | 再任 くさかべただし くさ か べ ただし 日 下 部 正 | 専務取締役 | 12回／12回 (100%) |
| 4 | 再任 いぐし のぼる 伊 串 のぼる 伊 串 昇 | 取締役 | 12回／12回 (100%) |
| 5 | 再任 ありそのりよし 有 菌 徳 美 あり 菌 徳 美 社外 | 取締役 | 12回／12回 (100%) |
| 6 | 再任 おかじまあつこ 岡 島 敦 子 岡 島 敦 子 社外 独立役員 | 取締役 | 8回／10回 (80%) |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 候補者の所有する 当社の株式数 |
|-------|--|---|--------------------|
| 1 |  <p>そね よし だ 曾 根 好 貞 (1959年10月4日生)</p> <p style="background-color: #0070C0; color: white; text-align: center; padding: 2px;">再任</p> | <p>1982年4月 当社入社 1994年6月 当社取締役 1997年4月 当社常務取締役 1998年6月 当社代表取締役副社長 1999年6月 当社代表取締役社長 2009年6月 当社代表取締役社長内部監査室担当 2010年12月 当社代表取締役社長通関総括管理室、法令監査室担当 2012年6月 当社代表取締役社長内部監査室、法令監査室、通関総括管理室 2015年6月 当社代表取締役社長通関総括管理室 2021年6月 当社代表取締役社長 現在に至る</p> <p>曾根好貞氏は、1999年以来当社の代表取締役社長を務めており、グループ全体を牽引してきた実績と、経営者としての豊富な経験・見識を有しており、当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き、グループを代表する取締役として選任をお願いするものであります。</p> | 327,600株 |
| 2 |  <p>おぎ の てつ じ 荻 野 哲 司 (1956年7月1日生)</p> <p style="background-color: #0070C0; color: white; text-align: center; padding: 2px;">再任</p> | <p>1979年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2009年4月 当社入社、社長室長 2009年6月 当社取締役管理部担当兼社長室長 2010年7月 当社取締役管理部門管掌兼執行役員管理部、経理部担当兼社長室長 2011年6月 当社常務取締役管理部門 2014年6月 当社常務取締役管理部門、内部監査室、通関第一部、通関第二部、食品輸入相談室 2018年6月 当社専務取締役社長補佐、内部監査室、管理部門、通関部門 2021年6月 当社取締役副社長 社長補佐、通関総括管理室、内部監査室、管理部門 現在に至る</p> <p>荻野哲司氏は、社長の補佐をしながら当社管理部門ならびに通関総括管理室の責任者を務めるなど、経営管理および経理財務の豊富な経験・実績・見識を有しているとともに当社主業である通関業務にも精通しており、当社グループの経営の重要事項の決定を行うのに適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> | 97,000株 |
| | <p>取締役候補者とした理由</p> | <p>取締役候補者とした理由</p> | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 候補者の所有する 当社の株式数 |
|-------|---|---|--------------------|
| 3 |  <p>くさ か べ ただし 日 下 部 正 (1956年12月5日生)</p> <p>再任</p> | <p>1975年12月 ダイトウマリタイムエージェンシー株式会社入社 1986年11月 当社転籍 2008年4月 当社営業第二部長 2010年7月 当社執行役員営業第一部担当、営業第二部長 2011年6月 当社執行役員営業第一部担当、営業第二部長・営業第三部長 2012年7月 当社執行役員営業第一部、営業第二部、営業第三部、営業第四部担当、営業第三部長 2013年6月 当社取締役営業第一部、営業第二部、営業第三部 2015年6月 当社取締役営業部門 2016年6月 当社常務取締役営業部門 2020年6月 当社専務取締役営業部門 現在に至る</p> <p>日下部正氏は、企業経営、営業部門において豊富な経験と見識を有しており組織を率いる上で強いリーダーシップと求心力に長けており、当社の営業力強化に適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> | 67,500株 |
| 4 |  <p>い ぐし のぼる 伊 串 昇 (1967年10月30日生)</p> <p>再任</p> | <p>1988年4月 当社入社 2012年6月 当社総合企画部長 2015年7月 当社執行役員総合企画部長 2017年7月 当社上席執行役員経理部担当、総合企画部長 2018年7月 当社上席執行役員流通営業部、業務部担当 2019年6月 当社取締役流通営業部、業務部、通関第一部、通関第二部 2021年6月 当社取締役流通営業部、業務部、通関部門 2021年11月 当社取締役流通営業部、業務部、通関部門、横浜支店 現在に至る</p> <p>伊串昇氏は、長年の管理部門での経験をもとに、計数管理を視野に入れながら、基幹システムのノウハウを活かした現場との対話、要望に対して効率的な仕組みの提案・実行を行うことに適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> | 18,300株 |
| | 取締役候補者とした理由 | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 候補者の所有する 当社の株式数 |
|-------|---|---|--------------------|
| 5 |  <p>あり ぞの のり よし 有 蘭 徳 美 (1959年2月27日生)</p> <p>再任 社外</p> | <p>1977年4月 株式会社神戸製鋼所入社 2001年1月 同社鉄鋼部門生産本部加古川製鉄所業務・工 程部工程室主任部員 2010年4月 同社鉄鋼事業部門加古川製鉄所工程・調達部 工程室長 2013年7月 同社鉄鋼事業部門加古川製鉄所計画管理部担 当部長 2017年4月 同社鉄鋼事業部門加古川製鉄所計画管理部長 2018年4月 神鋼物流株式会社 役員補佐 2018年6月 同社取締役鋼材製品本部加古川製品出荷部、 海運部、陸運部の担当、社長特命事項の担当 2019年6月 同社常務取締役原料・運輸本部長、鋼材製品 本部加古川製品出荷部、海運部、陸運部の担 当、鉄鋼業務管理センターの担当 2020年6月 同社常務取締役鋼材製品本部長 2020年6月 当社取締役 2021年6月 神鋼物流株式会社常務取締役鋼材製品本部 長、技術部の担当 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 神鋼物流株式会社常務取締役</p> <p>有蘭徳美氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社 外取締役候補者です。 同氏は、経営に関する豊富な経験と幅広い見識から、当社の 経営判断および経営監督の妥当性・適正性の確保等、重要な 役割を果たしており、有益・適切な助言・提言・監督を行っ ております。また、自らの知見に基づき、会社の持続的な成 長を促し中長期的な企業価値の向上を図る助言を行うなど重 要な役割を果たしていることから引き続き社外取締役として 選任をお願いするものであります。</p> | 一株 |
| | <p>社外取締役候補者とした理 由および期待される役割</p> | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 候補者の所有する 当社の株式数 |
|-------|--|--|--------------------|
| 6 |  <p data-bbox="269 505 511 580">おか じま あつ こ 岡島敦子 (1954年10月15日生)</p> <p data-bbox="303 595 477 625">再任 社外</p> <p data-bbox="334 641 447 671">独立役員</p> | <p data-bbox="550 202 1200 610">1977年 4月 農林水産省入省 2003年 7月 農林水産省大臣審議官 (消費・安全局) 2004年 7月 厚生労働省大臣審議官 (消費・安全局) 2006年 7月 埼玉県副知事 2009年 7月 内閣府男女共同参画局長 (2012年9月まで) 2013年 4月 内閣府情報公開・個人情報保護審査会委員 (2019年3月退任) 2020年 6月 ハウス食品グループ本社株式会社社外監査役 2020年 7月 株式会社極洋非常勤顧問 2021年 6月 当社取締役 ハウス食品グループ本社株式会社社外取締役 (監査等委員) 現在に至る</p> <p data-bbox="565 616 772 641">(重要な兼職の状況)</p> <p data-bbox="550 647 1180 707">ハウス食品グループ本社株式会社社外取締役 (監査等委員) 株式会社極洋非常勤顧問</p> | 1,000株 |
| | 社外取締役候補者とした理由および期待される役割 | <p data-bbox="550 746 1200 807">岡島敦子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。</p> <p data-bbox="550 813 1200 1094">同氏は、食に関する豊富な経験と知識ならびに農林水産省、厚生労働省、埼玉県副知事、内閣府男女共同参画局長、内閣府情報公開・個人情報保護審査会委員として培われた政策運営の幅広い経験や知見を活かし、経営判断および経営リスクマネジメントに関する適切な助言・監督を期待しております。また、任意の指名委員会(取締役等の指名)委員を務め、経営陣の監督など重要な役割を果たしていただきたいため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> | |

- (注) 1. 有蘭徳美、岡島敦子の両氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は岡島敦子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 当社は有蘭徳美、岡島敦子の両氏との間で、当社の定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記の責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告35ページをご参照ください。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 取締役候補者有蘭徳美氏は神鋼物流株式会社の常務取締役を兼務しております。

神鋼物流株式会社と当社との間には、運送料、構内作業料等の収入および事務所賃借料の支払いについて取引関係にあります。

5. 有蘭徳美氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
6. 岡島敦子氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
7. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 なお、会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

【参考】当社の取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

| 候補者番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|---------------|-------------|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 氏名 | 曾根 好貞 | 荻野 哲司 | 日下部 正 | 伊申 昇 | 有蘭 徳美 | 岡島 敦子 |
| 当社における地位 | 代表取締役 社長 | 取 締 役 副 社 長 | 専務取締役 | 取 締 役 | 社外取締役 | 社外取締役 |
| 在任年数 | 28 | 13 | 9 | 3 | 2 | 1 |
| 企業経営 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 営業 | ○ | | ○ | | | |
| 財務会計 | | ○ | | ○ | ○ | |
| 法務・ リスク管理 | | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| オペレーション | | | | ○ | | |
| 業界の知見 | ○ | | | | ○ | ○ |
| 海外の知見 | | ○ | ○ | | | |
| 行政・ジェンダー | ○ | | | | | ○ |
| 指名委員会 (任意) | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 報酬委員会 (任意) | | ○ | ○ | ○ | | ○ |

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 候補者の所有する 当社の株式数 |
|-------|--|--|--------------------|
| 1 |  <p>きただひさお 北田寿男 (1956年1月7日生)</p> <p style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">新任</p> | <p>1990年6月 当社入社 2003年4月 当社港運部長 2006年4月 当社開発部担当部長 2006年12月 当社営業第一部長 2010年7月 当社執行役員営業第六部、営業第七部担当、 営業第五部長 2013年6月 当社取締役営業第四部、営業第五部 2015年6月 当社取締役業務部門、横浜支店、川崎支店、 京葉支店 2018年6月 当社常務取締役業務部門、横浜支店、川崎支 店、京葉支店 2019年6月 当社常務取締役業務部門、支店部門 現在に至る</p> | 18,000株 |
| | 取締役候補者とした理由 | 北田寿男氏は、当社入社以来、長年に渡り業務部門・営業部門・並びに支店部門において豊富な経験と見識を有しており、2013年より取締役に就任しております。かかる幅広い経験を活かし、業務執行の適法性、内部監査室との連携をもとに当社健全性の確保に貢献頂けると判断し、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。 | |


| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 候補者の所有する 当社の株式数 |
|-------------------------|---|---|--------------------|
| 2 |  <p>かまた えいじろう 鎌田 栄次郎 (1950年5月23日生)</p> <p>新任 社外</p> <p>独立役員</p> | <p>1973年 4月 株式会社第一勧業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行</p> <p>1996年 4月 同行新松戸支店長</p> <p>1999年 9月 同行人事室企画調査役</p> <p>2002年 4月 株式会社みずほ銀行三ノ輪駅前支店長</p> <p>2003年 8月 信用管理サービス株式会社(転籍) 常務取締役 総務部長</p> <p>2006年 4月 みずほ教育福祉財団常務理事</p> <p>2014年 5月 同財団を退団</p> <p>2014年 6月 当社監査役 現在に至る</p> <p>2015年 5月 株式会社マルゼン社外取締役就任 (2019年5月退任) 現在に至る</p> | 一株 |
| 社外取締役候補者とした理由および期待される役割 | | 鎌田栄次郎氏は、銀行業務を歴任されており財務面において高い見識を有しております。独立性が高く、任意の指名委員会(取締役等の指名)委員を務めており、監査体制をさらに強化していただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 | |
| 3 |  <p>まつ だ りゅう た 松田 竜太 (1972年5月26日生)</p> <p>新任 社外</p> <p>独立役員</p> | <p>1997年 3月 一橋大学法学部卒業</p> <p>1999年 4月 弁護士登録(51期) 小野孝男法律事務所入所 (現弁護士法人小野総合法律事務所)</p> <p>2016年 9月 同法律事務所社員(パートナー)就任</p> <p>2019年 6月 当社監査役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 弁護士法人小野総合法律事務所社員(パートナー)</p> | 一株 |
| 社外取締役候補者とした理由および期待される役割 | | 松田竜太氏は、直接企業経営に関与されたことはありませんが、弁護士として法務に関する幅広い見識を有しており、法律の専門家として客観的な立場から当社の監査業務に活躍頂くことを期待しております。当社の企業価値向上に必要な人材と判断し、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 | |

- (注)
1. 当社は、松田竜太氏が所属している弁護士法人小野総合法律事務所との間に顧問契約を締結しております。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 鎌田栄次郎、松田竜太の両氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は鎌田栄次郎、松田竜太の両氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 3. 当社は鎌田栄次郎、松田竜太の両氏との間で、監査役として当社の定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、当社は両氏との間で上記の責任限定契約を継続する予定であります。
 4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告35ページをご参照ください。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 5. 鎌田栄次郎氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
 6. 松田竜太氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
なお、会社法施行規則第74条の3に定める、監査等委員である取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。また、本議案の選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意のうえ、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 候補者の所有する 当社の株式数 |
|--|--|--------------------|
|  <p>はな だ とみ お 花 田 富 夫 (1945年6月13日生)</p> | <p>1964年 4月 札幌国税局総務部総務課入局 1993年 7月 神奈川税務署総務課長 1998年 7月 日野税務署副署長 2003年 7月 麻布税務署副署長（総務・広報広聴、管理・徴収担当） 2004年 9月 花田富夫税理士事務所開設 2005年 1月 当社顧問税理士 2014年 3月 当社社外監査役（同年6月に退任） 2018年12月 当社社外監査役（2019年6月に退任） 現在に至る</p> | 3,000株 |
| 補欠の社外取締役候補者 とした理由および期待される役割 | 花田富夫氏は、直接会社経営に関与されたことはありませんが、税理士としての専門知識・経験等を有しており、その高い見識から適宜・適切な監査を遂行していただくことを期待しております。当社の企業価値向上に必要な人材と判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。 | |

- (注) 1. 花田富夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 花田富夫氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 花田富夫氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当社の定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約の内容の概要等は事業報告35ページをご参照ください。花田富夫氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、1993年6月29日開催の第44回定時株主総会において、年額270,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、同額の年額270,000千円（うち社外取締役分20,000千円）とさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告35ページに記載のとおりであります。当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を1993年6月29日開催の第44回定時株主総会において、ご承認いただいた監査役の報酬額と同額の年額81,000千円以内とさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた制度改革の一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」において承認をお願いしております報酬枠の範囲内にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額25,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年38,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、事業報告35ページをご参照ください）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の委任型執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当を受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力を生じた時点をもって、効力を生じるものいたします。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、2021年9月の新型コロナウイルスにかかる緊急事態宣言の解除により緩やかに回復したものの、その後の感染再拡大とまん延防止等重点措置等の影響により、一進一退の動きが続いています。

海外経済においては、オミクロン株の感染拡大に伴う経済への影響が懸念されたものの、欧米を中心に景気は持ち直しており、影響は限定的に留まっています。ただし、中国において新型コロナウイルスが再拡大している状況に加え、ロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始したことで、経済の不透明感が再び強まっています。

かかる環境下、物流業界におきましては、世界的な物流の混乱と物価上昇等の懸念材料はあるものの、米国・欧州・アジアからの輸入は増加、また輸出に関しても増加となりました。

その中で、食品の輸入が大きな部分を占める当社の取扱いは、畜産・水産・農産物については減少となりましたが、巣ごもり需要を反映し、その他食品及び日用品については増加となりました。

また、鋼材の国内物流取扱いにおいても増加となりました。

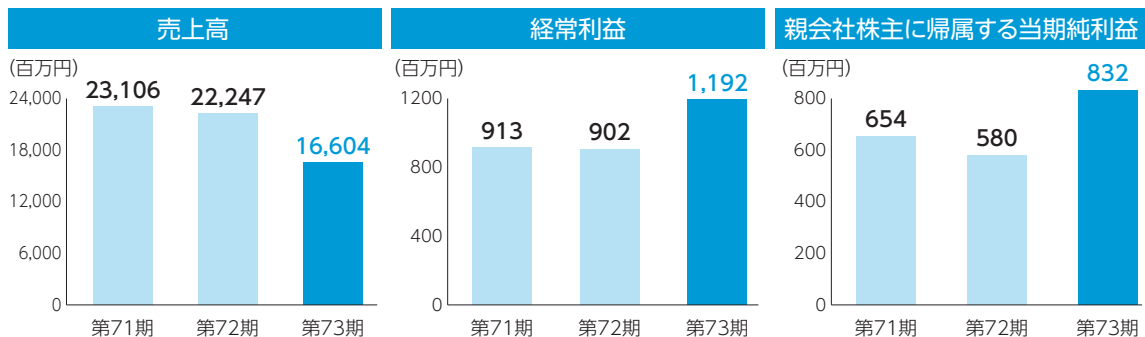
このような状況の中、当社グループは「『ありがとう』にありがとう」のコーポレートフィロソフィーの下で、第7次中期経営計画「独自の価値創造」～Develop inherent value～の2年目を迎え、その各施策一つひとつに取り組みと共に、計画達成に向け受注活動を堅実に展開してまいりました。合わせて時差出勤やテレワークの推進、それに付随した機器・システムの導入、RPA化等により、新型コロナウイルス感染症対策並びに生産性向上に向け取り組んでまいりました。

- ・コア事業の拡大と基盤強化
組織営業力強化に取り組み、過去最高となる営業収益を計上しました。また、テレワークにおける業務体制を構築し、事業の基盤強化を図りました。
- ・物流インフラ事業の拡充
輸送力強化を目的に、2020年6月にFDロジスティクス株式会社を共同出資により設立し、連結子会社と致しました。
- ・人財育成の高度化
次世代の人財育成を目的に、2021年4月に新たな人事制度を導入致しました。
- ・グループ全体成長
内外子会社における新型コロナウイルスによる収益悪化の影響から回復し、営業収益の改善を図りました。また、新規事業として、2022年3月に有限会社水文をグループ化し、連結子会社と致しました。

その結果、同中期経営計画2年目となる当連結会計年度における連結売上高は、前年同期間比25.4%減の166億4百万円（旧基準に置換えた値では前年同期間比8.9%増の242億30百万円）となりました。

また連結経常利益につきましても前年同期間比32.2%増の11億92百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期間比43.5%増の8億32百万円となりました。

(注) 当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)を適用しております。



セグメント別の営業状況は、次のとおりであります。

[輸出入貨物取扱事業]

輸出入貨物取扱事業は、その他日用雑貨他の増加により、売上高は前年同期間比31.2%減の131億34百万円（旧基準に置換えた値では前年同期間比7.4%増の205億13百万円）となり、セグメント利益は前年同期間比10.0%増の20億30百万円となりました。

[鉄鋼物流事業]

鉄鋼物流事業は、鉄鋼製品の国内需要の増加により、売上高は前年同期間比22.5%増の16億86百万円となり、セグメント利益は前年同期間比73百万円増の1億27百万円となりました。

[その他事業]

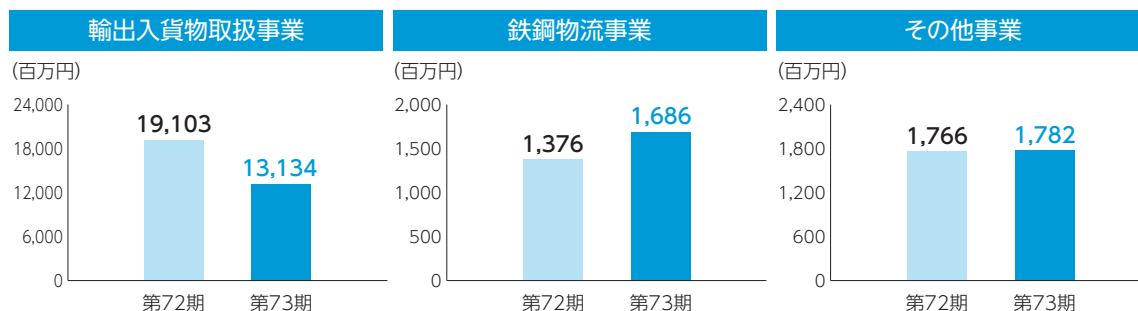
その他事業は、内外子会社の運送・倉庫収入が増加。売上高は前年同期間比0.9%増の17億82百万円（旧基準に置換えた値では前年同期間比14.9%増の20億29百万円）となり、セグメント利益は前年同期間比52百万円増の56百万円となりました。

セグメント別売上高

(単位：千円)

| 区 分 | 前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) | | 当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) | | 売上高 増 減 (%) |
|-------------------|--|------------|--|----------------|-------------------|
| | 金 額 | 構成比 (%) | 金 額 | 構成比 (%) | |
| 輸 出 入 貨 物 取 扱 事 業 | 19,103,927 | 85.9 | 13,134,527 (20,513,415) | 79.1 (84.6) | △31.2 (7.4) |
| 鉄 鋼 物 流 事 業 | 1,376,844 | 6.2 | 1,686,867 (1,686,867) | 10.2 (7.0) | 22.5 (22.5) |
| そ の 他 事 業 | 1,766,994 | 7.9 | 1,782,763 (2,029,987) | 10.7 (8.4) | 0.9 (14.9) |
| 合 計 | 22,247,766 | 100.0 | 16,604,158 (24,230,270) | 100.0 | △25.4 (8.9) |

(注) 当連結会計年度期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)を適用しております。()内の数字は当連結会計年度の値を旧基準に置換え比較したものです。



(2) 対処すべき課題

当社は鉄鋼物流事業で礎を築き、その後は冷凍・冷蔵の輸入食品における海上貨物取扱事業にも注力したことから、長きに亘るデフレ環境下においても堅実に成長を続けてきました。そしてこの国民生活に欠かせない“食”の供給についてその責任の一端を担い続けたことで、移りゆく環境においても社会にとって存在価値のある企業として成長し続けることができました。

また、グローバル化の進捗が世界の人々との交流と国内外貨物の物流増加を招き、当社のしっかりとした発展の支えとなりました。

しかしながら、新型コロナウイルスの脅威は、人々の生活様式を変貌させ、人の往来を含めた経済活動に大きな障壁を強いております。

また、地政学的リスクとグローバルな経営環境の変化によるエネルギー価格高騰や物価上

昇は続くものと思われ、今後も企業活動においては、幾重もの辛抱・忍耐を強いられますが、社員一同、気持ちを強く持ち、厳しい活動環境・経済環境のさまざまな変化にしっかりと向かって参ります。

そのような姿勢の下、当社グループはコーポレートフィロソフィーである「『ありがとう』にありがとう」を掲げ、これからの継続的発展を展望し改めて当社グループの強み、特色、価値「大東港運らしさ」を示すべく、「独自の価値創造～Develop inherent value～」を経営ビジョンに掲げた第7次中期経営計画のもと、確実に歩んで参ります。

第7次中期経営計画の骨子は、以下のとおりです。

- (1) コア事業の拡大と基盤強化
組織営業力の高度化と生産性の追求、新たな価値の創出
- (2) 物流インフラ事業の拡充
既存アセットの有効活用、投資、安定した運送の実現
- (3) 人材育成の高度化
多様な人材の育成推進、働きがいの持続的な向上
- (4) グループ全体成長
グループ各社の発展と協働力強化

来期の連結売上高は168億円（新収益認識基準）、連結営業利益は10億円、連結経常利益は10億50百万円、親会社株主に帰属する当期純利益7億円を予想しております。

株主の皆様には今後とも引き続き一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

| 区 分 | 第 70 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) | 第 71 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) | 第 72 期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) | 第 73 期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) |
|-----------------|---|---|---|---|
| 売 上 高 | 22,401,647 | 23,106,092 | 22,247,766 | 16,604,158 |
| 経 常 利 益 | 841,569 | 913,501 | 902,116 | 1,192,569 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 548,029 | 654,543 | 580,354 | 832,897 |
| 1株当たり当期純利益 | 61円59銭 | 75円44銭 | 67円66銭 | 97円10銭 |
| 総 資 産 | 11,680,545 | 11,707,486 | 12,295,392 | 13,277,558 |
| 純 資 産 | 5,891,098 | 6,192,909 | 6,921,306 | 7,738,627 |
| 1株当たり純資産額 | 653円78銭 | 712円87銭 | 795円43銭 | 887円85銭 |

(注) 当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) を適用しております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 出資の比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|--------------------------------|-----------------------|----------|----------------------|
| 大 東 運 輸 倉 庫 株 式 会 社 | 千円 42,000 | % 100 | 倉庫業、陸上運送事業 |
| ダ イ ト ウ 物 流 株 式 会 社 | 300,000 | 100 | 陸上運送事業 |
| 丸 田 運 輸 倉 庫 株 式 会 社 | 74,750 | 100 | 陸上運送事業 |
| 有 限 会 社 水 文 | 6,000 | 100 | 水産物の買い付け、加工、販売 |
| FD ロジスティクス株式会社 | 30,000 | 50 | 陸上運送事業 |
| 大東港運(江陰)儲運有限公司 | 185,000 | 100 | 倉庫業 |
| Ever Glory Logistics Pte. Ltd. | シンガポールドル 1,550,000 | 67.56 | 運送、倉庫、フレイトフォワードディング業 |

(注) 2022年3月24日付けで有限会社水文の株式を取得し、連結子会社としました。

- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

港湾運送事業、陸上運送事業、倉庫業、通関業、損害保険代理業

(8) 主要な事業所

- ① 当社本社 東京都港区芝浦四丁目6番8号
- ② 当社の主要な事業所

| 事業所名 | 所在地 |
|-------|--------|
| 横浜支店 | 横浜市中区 |
| 川崎支店 | 川崎市川崎区 |
| 京葉支店 | 千葉県船橋市 |
| 大阪支店 | 大阪市西区 |
| 神戸営業所 | 神戸市中央区 |
| 福岡営業所 | 福岡市博多区 |

③ 子会社の主要な事業所

| 事業所名 | 所在地 |
|--------------------------------|----------|
| 大東運輸倉庫株式会社 | 相模原市中央区 |
| ダイトウ物流株式会社 | 千葉県船橋市 |
| 丸田運輸倉庫株式会社 | 横浜市鶴見区 |
| 有限会社水文 | 富山市 |
| FDロジスティクス株式会社 | 千葉市中央区 |
| 大東港運（江陰）儲運有限公司 | 中国江蘇省江陰市 |
| Ever Glory Logistics Pte. Ltd. | シンガポール |

(9) 従業員の状況

| 従業員数 | | 前期末比増減 | 平均年令 | 平均勤続年数 |
|---------|-----|--------|------|--------|
| 性別 | 名 | 名 | 才 | 年 |
| 男 | 241 | 増1 | 43.6 | 17.1 |
| 女 | 123 | 増12 | 34.5 | 9.4 |
| 合計または平均 | 364 | 増13 | 40.5 | 14.5 |

- (注) 1. 従業員数は、国内就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。
 2. 平均年令、平均勤続年数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均年令、平均勤続年数は、他社からの受入出向者を除き、他社へ出向している者を含む正社員についての当期末の数値を算出しています。

(10) 主要な借入先

| 借 入 先 | 借 入 金 残 高 |
|-----------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 556,000 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 465,250 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 436,000 |
| 株 式 会 社 富 山 第 一 銀 行 | 151,750 |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 50,000 |

(注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当期末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

| | |
|--------------|--------|
| 貸出コミットメントの総額 | 500百万円 |
| 借入実行残高 | 一百万円 |
| 差引額 | 500百万円 |

(11) その他企業集団の現況に関する重要事項

当社は社会貢献活動として、東京都港区立芝浦小学校に対し、交通安全意識の高揚を図るための専用掲示板を寄贈しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 37,589,000株
 (2) 発行済株式総数 8,577,680株 (自己株式811,320株を除く)
 (3) 株 主 数 1,300名
 (4) 大 株 主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-----------------------|-----------|---------|
| 協 友 商 事 株 式 会 社 | 1,275,000 | 14.86 |
| 株 式 会 社 住 友 倉 庫 | 796,000 | 9.27 |
| 神 鋼 物 流 株 式 会 社 | 600,000 | 6.99 |
| 横 浜 冷 凍 株 式 会 社 | 438,000 | 5.10 |
| 大 東 港 運 取 引 先 持 株 会 社 | 342,300 | 3.99 |
| 曾 根 好 貞 | 327,600 | 3.81 |
| 光 通 信 株 式 会 社 | 313,600 | 3.65 |
| 田 中 孝 一 | 300,000 | 3.49 |
| 五 十 嵐 冷 蔵 株 式 会 社 | 300,000 | 3.49 |
| 日 塩 株 式 会 社 | 294,000 | 3.42 |

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 2. 持株比率については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

| 氏名 | 地位、担当および重要な兼職の状況 |
|-------|---|
| 曾根好貞 | 代表取締役社長 |
| 荻野哲司 | 取締役副社長（社長補佐、通関総括管理室、内部監査室、管理部門） |
| 日下部正 | 専務取締役（営業部門） |
| 北田寿男 | 常務取締役（業務部門、支店部門） |
| 伊串昇 | 取締役（流通営業部、業務部、通関部門、横浜支店） |
| 有蘭徳美 | 取締役、神鋼物流株式会社常務取締役 |
| 岡島敦子 | 取締役、ハウス食品グループ本社株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社極洋非常勤顧問 |
| 持田哲夫 | 常勤監査役 |
| 鎌田栄次郎 | 監査役 |
| 松田竜太 | 監査役、弁護士法人小野総合法律事務所社員（パートナー） |

- (注) 1. 取締役有蘭徳美および岡島敦子の両氏は、社外取締役であります。なお岡島敦子氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役鎌田栄次郎および松田竜太の両氏は、社外監査役であります。なお両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役鎌田栄次郎氏は、銀行業務の経験から財務面に対する高い見識を有しております。
4. 監査役松田竜太氏は、弁護士としての経験から法務に関する高い見識を有しております。
5. 2021年6月24日開催の第72回定時株主総会において、岡島敦子氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
6. 2021年6月24日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって、日和佐信子氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
7. 2021年6月24日をもって取締役の地位を次のとおり変更いたしました。
取締役副社長 荻野 哲司 社長補佐、通関総括管理室、内部監査室、管理部門
8. 当社は2010年7月1日付で執行役員制度を導入しております。
なお、2022年3月31日現在の執行役員の役位、担当は以下のとおりであります。

●執行役員の氏名等

| 氏名 | 役位 | 担 当 |
|------|--------|-----------------------------------|
| 二瓶昭夫 | 上席執行役員 | 営業推進室長委嘱、営業第三部、営業第四部担当 |
| 柏木秀幸 | 上席執行役員 | 管理部門担当 |
| 田中晃 | 上席執行役員 | 大阪支店、神戸営業所・福岡営業所担当 |
| 笠原健司 | 上席執行役員 | Ever Glory Logistics Pte. Ltd. 出向 |
| 田島栄太 | 執行役員 | 流通営業部、業務部、横浜支店担当 |
| 新井学 | 執行役員 | 通関第一部長委嘱、通関第二部担当 |
| 泉哲生 | 執行役員 | 営業第二部長委嘱、営業第一部担当 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額会社が負担しております。当該保険は被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用が補償されます。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めております。その概要は以下のとおりです。

取締役の報酬は月ごとに固定額を支払う基本報酬のみとしており、中長期的視点で経営に取組むことが重要との考えから、基本報酬の水準と安定性を基本としつつ、単年度業績、社員・株主利益の追求、財務状況にも配慮し決定しております。

また、決定方針は任意の報酬委員会において審議・承認し、承認内容を尊重して、取締役会が決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定については任意の報酬委員会が基本方針に則り、各取締役の役割、貢献度、業績評価およびKPI達成度に基づき審議しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、それぞれの監査役の職務と責任に応じた報酬額を監査役の協議において決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等は、「役員規定」をもとに1993年6月29日開催の第44回定時株主総会において取締役報酬限度額270,000千円（年額）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち社外取締役は1名）です。当社監査役の報酬等は、同日開催の定時株主総会において監査役報酬限度額81,000千円（年額）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長曾根好貞が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。代表取締役に委任した理由は当社全体の業績を俯瞰し

つつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、任意の報酬委員会の審議を経た答申に基づき決定しなければならないものとしております。

④ 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 7名 125,099千円（うち社外 2名 4,500千円）

監査役 3名 24,127千円（うち社外 2名 8,250千円）

(注) 期末現在の人員数は取締役 7名、監査役 3名であります。なお、社外取締役 1名は無報酬であります。

ご参考

本総会議案の承認可決を条件として、2022年5月13日開催の取締役会において決議いたしました取締役の報酬等に係る決定方針の概要は次の通りです。

①取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項

監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役の報酬は月ごとに固定額を支払う基本報酬と非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬で構成し、その割合は概ね90%：10%とします。譲渡制限付株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的としており、付与する株式には、取締役会で定める一定の譲渡制限期間を設けることとします。また、毎年一定の時期に、株主総会で承認を得た報酬枠の範囲内にて付与することとします。

監査等委員である取締役の報酬は、それぞれの監査等委員である取締役の職務と責任に応じた報酬額を監査等委員である取締役の協議において決定することとします。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

1) 取締役 有 菌 徳 美

1.他の法人等の業務執行者の兼職状況

取締役有菌徳美氏は神鋼物流株式会社の常務取締役であります。

なお、神鋼物流株式会社は当社の運送等の取引先であります。

2.他の法人等の社外役員の兼職状況

該当ありません。

2) 取締役 岡 島 敦 子

1.他の法人等の業務執行者の兼職状況

該当ありません。

2.他の法人等の社外役員の兼職状況

取締役岡島敦子氏はハウス食品グループ本社株式会社の社外取締役であります。

当社とハウス食品グループ本社株式会社との間には特別な関係はありません。

3) 監査役 鎌 田 栄次郎

1.他の法人等の業務執行者の兼職状況

該当ありません。

2.他の法人等の社外役員の兼職状況

該当ありません。

4) 監査役 松 田 竜 太

1.他の法人等の業務執行者の兼職状況

監査役松田竜太氏は弁護士法人小野総合法律事務所社員（パートナー）であります。なお、当社は弁護士法人小野総合法律事務所と顧問契約を締結しております。

2.他の法人等の社外役員の兼職状況

該当ありません。

② 当事業年度における主な活動状況

1) 取締役 有 蘭 徳 美

主な活動状況

当期開催の取締役会12回全てに出席し、会社経営層としての経験を活かして、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

2) 取締役 岡 島 敦 子

主な活動状況

就任後開催の取締役会10回中8回に出席し、食に関する豊富な経験と知識ならびに経営に関する幅広い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

3) 監査役 鎌 田 栄次郎

主な活動状況

当期開催の取締役会12回全てに出席、また監査役会14回全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った高度な知識・見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4) 監査役 松 田 竜 太

主な活動状況

当期開催の取締役会12回全てに出席、また監査役会14回全てに出席し、弁護士として培われた高度で専門的な知識・経験をもとに議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

1) 取締役 有 蘭 徳 美

議案審議等について経営に関する豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営に適切な助言・監督を行っております。また、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る助言を行うなど重要な役割を果たしております。

2) 取締役 岡 島 敦 子

議案審議等について食に関する豊富な経験と知識ならびに経営に関する幅広い見識から、当社の経営に適切な助言・監督を行っております。また、任意の指名委員会および報酬委員会の委員を務め、取締役会等の指名、経営陣の監督など重要な役割を果たしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

清陽監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2021年6月24日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

29,800千円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

29,800千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 上記報酬以外に前任監査人であるEY新日本有限責任監査法人に対して、引継ぎ業務に係る報酬として1,590千円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、会計監査人との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には責任限定契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では同契約を締結しておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に上程いたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 「法令遵守規定」における遵守事項（行動基準）並びに「就業規則」において、当社グループの全役職員に法令並びに社内規定等の遵守の徹底を図り、年1回、当社グループに従事する全役職員・臨時雇用者より徴求する「誓約書」において法令等を遵守する旨の誓約を求めることとします。
 - ロ. 法令並びに社内規定等の遵守状況の検証を行うため「コンプライアンス・リスク委員会」を設け、また上部組織として当社グループ全体を統括するための「コンプライアンス・リスク全社統括委員会」を設けることとします。同委員会での協議内容は定期的に経営会議並びに取締役会に報告することとします。
 - ハ. 内部監査室は、「内部監査規定」に基づき業務全般における法令並びに社内規定等の遵守状況、職務の執行手順及び執行状況について当社及び子会社に対して定期的に内部監査を実施し、問題点の把握、改善を要する事項を代表取締役社長に報告することとします。
また、「輸出入関連業務に係る法令遵守規定」に基づき輸出入関連業務全般における法令並びに社内規定等の遵守状況、職務の執行手順及び執行状況について定期的に監査を実施し、問題点の把握、改善を要する事項を代表取締役社長に報告することとします。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、「内部情報および内部者取引管理規定」、「情報管理・秘密保持規定」、「文書管理規定」等の社内規定並びに各基準書等に従い、適切に保存及び管理を行うこととします。なお、必要に応じてその運用状況の検証、各規定の見直し等を行うこととします。
 - ロ. 取締役及び監査役は、当該情報・文書を常時閲覧できるものとし、検索・閲覧が迅速かつ適切に行われるよう保存管理の整備に努めることとします。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 「コンプライアンス・リスク委員会」において当社グループの全役職員にリスクに対する意識の向上を促し、リスク管理体制の強化に努めます。また各部署長が当委員会の部署委員長として、常に自部署及び各子会社の対応状況を把握し、定期的または必要に応じて開催する当委員会に報告し、対応・改善策を協議し、リスクの早期発見と迅速かつ適切な改善等の対応を行うこととします。
 - ロ. 各部署は「業務分掌規定」及び「職務権限明細表」に基づき付与された権限において、リスクの発生を未然に防ぐ体制とし、万一リスクが顕在化した場合は迅速かつ適切な改善等の対応を行うこととします。ただし、重大なリスクや全社横断的なリスクは各部署長が速やかにコンプライアンス・リスク委員会に報告し、対応・改善策を協議することとします。
 - ハ. リスクの内在及びリスク管理体制の有効性について内部監査を行います。また、内部監査において発見されたリスクは、コンプライアンス・リスク委員会及び当該部署長並びに監査役に報告され、委員会並びに当該部署は迅速かつ適切な改善等の対応を行うこととします。
 - ニ. 当社は不測の事態に備え、また危機管理体制の一環として、事業継続を行うため、当社グループを対象とする危機管理マニュアルの作成を行い、当社グループの全役職員に周知することとします。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社取締役会は、定例の取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令等で定められた事項、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督するものとします。
 - ロ. 当社経営会議は、常勤取締役及び常勤監査役、執行役員で構成し、毎月2回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催し、迅速な意思決定、情報の共有化、業務執行状況が把握できる体制を執るものとします。また、意思決定等の重要事項は各部署長に伝達され、各部署長は伝達事項等に基づき各部署の業務を執行するものとします。
 - ハ. 職務執行を効率的かつ適正に行うため、当社の基本理念並びに経営方針に則った中期経営計画を策定します。また中期経営計画を具現化するため各子会社を含めた各部署の業績目標値及び予算配分等を設定した単年度計画を策定し、経営会議及び部署長会議において目標の進捗状況を報告することとします。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - イ. 当社並びに当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、会計基準その他関連する諸法令を遵守するとともに、「経理規定」等の社内規定を整備し、財務報告において不正・誤謬が発生するリスクの管理に努め、定期的に予防・牽制機能を評価し、不備があれば是正する体制を構築していくものとします。
 - ロ. 内部監査室は、財務報告に係る内部統制プロセスについて監査を行います。監査において是正・改善を要する事項が発見された場合は、主管部署並びに関係部署が対策を講じることとします。

- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社においては、定時取締役会を3ヶ月に1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、法令等で定められた事項、経営に関する重要事項を決定するとともに、重要な事象が発生した場合の報告を義務付け、取締役の職務の執行を監督するものとします。
 - ロ. 子会社の経営については自主性を尊重しつつ、当社から最低1名以上の取締役または監査役を派遣し、当社の経営方針・意思決定事項を伝達するとともに、子会社が適正に運営されていることを確認するものとします。
 - ハ. 当社社長及び子会社社長で構成する社長会を年1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催するものとし、子会社社長に当社の経営方針の理解を求めるとともに、当社グループの連携強化を図るものとします。
 - ニ. 子会社においても、当社グループの中期経営計画を具現化するため単年度計画を策定し、業績目標値を定め、毎月の業績の進捗状況等を当社経営会議にて報告させるよう義務づけるものとします。
 - ホ. 子会社は、当社「関係会社管理規定」、「連結財務諸表作成のための関係会社の統一経理規定」及び基準書等に従い、経理業務の基準を当社グループで統一するものとします。
また、子会社は毎月当社経理部に財務諸表等を報告し、経理部では内容の検証を行うこととします。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 社長室、内部監査室、通関総括管理室及び管理部門は、監査役からの要請に応じて監査役の職務を補助するものとします。
 - ロ. 監査役の職務を補助する事務局には、最低1名以上の使用人を任命するものとします。また、事務局に任命された使用人は、事務局の執務にあたっては最優先で取り組み、監査役の指揮命令に従うこと、また取締役及び当該使用人の上司となる使用人は、当該使用人の事務局の執務を妨げないこととします。
 - ハ. 監査役の職務を補助する事務局に任命される使用人の人事に関しては、監査役と事前協議のうえで行うこととします。
 - ニ. 内部監査室は、監査役の要請による監査を他の監査に優先して行うものとし、取締役及び当該部署の上司となる使用人は、監査役の要請による監査を妨げないこととします。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会、経営会議に出席し重要な検討事項、意思決定の内容を確認することとします。また、常勤監査役はコンプライアンス・リスク全社統括委員会等の重要な会議に出席して、当社グループの内部監査、コンプライアンス・リスク等の現状を検討・決定事項の内容を確認するか、会議の内容・結果の報告を受けるものとします。
 - ロ. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令の違反行為、重要事項の発生または当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事項が発生した場合は、その内容を直接速やかに監査役へ報告するものとします。
 - ハ. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に対して直接報告することによって、報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取り扱いも行わないこととします。
 - ニ. その他、監査役が必要と認めた事項について、報告を求められたときは当社及び子会社の取締役及び使用人は可及的速やかに適切な報告を行うものとします。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役と代表取締役は、定期的にまたは必要に応じて会合を開催し、経営方針その他必要事項について相互理解を深めるものとします。
 - ロ. 内部監査室は、内部監査計画及び監査結果を監査役に報告し、監査の連携強化に努めるものとします。
 - ハ. 全役職員は、監査役が必要に応じて弁護士・会計監査人等の外部専門家から、監査業務に必要な助言を受ける機会を妨げてはならないものとします。
 - ニ. 外部専門家への相談に関して、その費用は会社が負担するものとし、前払い又は償還手続きに速やかに応じるものとします。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制
- イ. 当社及び当社グループは、「法令遵守規定」において社会・政治との適正な関係を保つため「反社会的勢力並びに反社会的勢力と関係のある取引先とは取引を行わず、不当な要求等に屈しない」旨を規定しており、全役職員はこれらとの関係を一切遮断し、不当な要求等に対して毅然とした対応を行うこととします。
 - ロ. 総務部を反社会的勢力の対応を統括する部署とし、情報を集約し一元的に管理するとともに、万一、反社会的勢力から不当要求を受けた時に適切な助言、協力を得ることができるよう平素より警察、弁護士等の外部専門機関との連携強化を図ることとします。

【ご参考】当社取締役会の実行性評価の概要について

当社では取締役会の監督機能の向上に向け、2021年度の実効性評価を以下のとおり実施致しました。

取締役会メンバー(取締役および監査役)に対し、各大項目(取締役会の構成と運営・経営戦略と事業戦略・企業倫理とリスク管理・経営陣の評価と報酬・株主等との対話)から構成されるアンケートを実施し、認識された課題の原因や改善の方向性等を取りまとめ、取締役会で議論しました。

なお当年度の実効性評価は、上記プロセスの客観性・透明性確保の観点から、外部機関のサポートを得つつ実施しております。

評価の結果、取締役会の運営や企業倫理・リスク管理に係る監督を中心に、実効性は概ね確保できているものと認識されました。

一方、更なる実効性向上に向け、社外役員の参画のもとでの人的資本やサステナビリティを含む経営戦略に係る議論の充実化等が、取組み課題として認識されました。取締役会としては、社外役員との情報連携の拡充に努めつつ、上記の課題へ対応するとともに、更なる実効性向上へ注力して参ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①当社では代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク全社統括委員会を月1回開催し、各部署及びグループ会社から報告されたリスクマネジメントのレビューを実施して全社的に情報共有を図り、リスク回避に努めました。また当該内容は3ヶ月に1回、法令遵守等の報告について取締役会で報告しております。
- ②当社では内部監査室が策定した内部監査計画書に基づき、業務監査、AEO監査、その他特例による監査を各部署年1回を基本とし適宜実施し、監査調書による報告会を行いました。また、必要に応じて是正指導を行い、後日フォローアップ監査も行いました。
- ③当社では全社的に内部統制の評価範囲を決定して、各統制項目別に整備状況評価及び運用状況評価を実施致しました。また当該内容は3ヶ月に1回、内部統制の進捗状況について取締役会で報告しております。
- ④当社では不祥事及び法令違反、パワーハラスメント等の早期発見のため従業員らに情報呼びかけるコンプライアンス相談窓口を設けております。また相談することによって不利益になるようなことがないように十分に配慮しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への長期的な利益還元を重要な課題と考え、安定的な配当を行うことを基本としております。

加えて、経営基盤の整備状況や業績動向を踏まえ、適切な配当水準を継続的に維持することにより、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

2022年3月期の期末配当につきましては、2022年5月13日開催の取締役会において前年実績比3円増配の1株当たり17円00銭と決議させていただきました。

また、内部留保につきましては、財務の健全性に留意しつつ、今後の事業展開を踏まえた投資原資として備えることとしており、次のとおり決議させていただきました。

① 決議された期末配当に関する事項

- イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金17円 総額 145,820,560円
- 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年6月27日

② 決議された剰余金の処分に関する事項

- イ 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 300,000,000円
- 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 300,000,000円

本事業報告中の記載金額については、単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| (資産の部) | 13,277,558 | (負債の部) | 5,538,931 |
| 流動資産 | 7,309,361 | 流動負債 | 3,477,456 |
| 現金及び預金 | 2,656,212 | 営業未払金 | 1,701,265 |
| 受取手形及び営業未収入金 | 2,483,424 | 短期借入金 | 705,462 |
| 棚卸資産 | 247,410 | リース債務 | 43,285 |
| 関税等立替金 | 1,730,656 | 未払費用 | 102,436 |
| 前払費用 | 133,464 | 未払法人税等 | 245,937 |
| 未収入金 | 10,114 | 未払消費税等 | 49,509 |
| その他 | 50,928 | 賞与引当金 | 300,872 |
| 貸倒引当金 | △2,850 | その他 | 328,686 |
| 固定資産 | 5,968,197 | 固定負債 | 2,061,475 |
| 有形固定資産 | 3,099,982 | 長期借入金 | 956,000 |
| 建物及び構築物 | 480,323 | リース債務 | 85,784 |
| 機械装置及び運搬具 | 201,180 | 再評価に係る繰延税金負債 | 161,263 |
| 土地 | 2,287,362 | 退職給付に係る負債 | 698,159 |
| リース資産 | 95,931 | 長期未払金 | 71,221 |
| その他 | 35,184 | その他 | 89,045 |
| 無形固定資産 | 236,298 | (純資産の部) | 7,738,627 |
| ソフトウェア | 86,950 | 株主資本 | 7,117,878 |
| 電話加入権 | 2,974 | 資本金 | 856,050 |
| 施設利用権 | 84,283 | 資本剰余金 | 609,280 |
| のれん | 62,090 | 利益剰余金 | 6,028,811 |
| 投資その他の資産 | 2,631,915 | 自己株式 | △376,263 |
| 投資有価証券 | 1,138,361 | その他の包括利益累計額 | 497,801 |
| 長期貸付金 | 29,952 | その他有価証券評価差額金 | 143,266 |
| 破産更生債権等 | 3,705 | 土地再評価差額金 | 56,288 |
| 長期前払費用 | 16,220 | 為替換算調整勘定 | 29,292 |
| 繰延税金資産 | 290,900 | 退職給付に係る調整累計額 | 268,954 |
| 保険積立金 | 908,957 | 非支配株主持分 | 122,947 |
| その他 | 247,545 | | |
| 貸倒引当金 | △3,728 | | |
| 資産合計 | 13,277,558 | 負債純資産合計 | 13,277,558 |

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|------------------------|---------|------------------|
| 営業収益 | | 16,604,158 |
| 営業原価 | | 11,671,452 |
| 営業総利益 | | 4,932,706 |
| 販売費及び一般管理費 | | 3,859,552 |
| 営業利益 | | 1,073,154 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1,925 | |
| 受取配当金 | 27,294 | |
| 受取保険金 | 39,501 | |
| 受取手数料 | 4,757 | |
| 雇用調整助成金 | 8,743 | |
| その他 | 55,687 | 137,909 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 16,712 | |
| その他 | 1,781 | 18,493 |
| 経常利益 | | 1,192,569 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 49,444 | 49,444 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 1,242,013 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 361,703 | |
| 法人税等調整額 | 30,000 | 391,704 |
| 当期純利益 | | 850,308 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 17,411 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 832,897 |

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------|---------|---------|-----------|----------|-----------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 856,050 | 609,280 | 5,316,002 | △376,237 | 6,405,094 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △120,088 | | △120,088 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 | | | 832,897 | | 832,897 |
| 自己株式の取得 | | | | △25 | △25 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | | | 712,808 | △25 | 712,783 |
| 当 期 末 残 高 | 856,050 | 609,280 | 6,028,811 | △376,263 | 7,117,878 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 非支配 株主持分 | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|--------------|--------------|------------------|---------------------------|-------------|-----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 土地再評価 差額金 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付 に係る調整累計額 | その他の 包括利益 累計額 合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 119,229 | 56,288 | 6,846 | 235,526 | 417,890 | 98,320 | 6,921,306 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | △120,088 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 | | | | | | | 832,897 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △25 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | 24,037 | | 22,445 | 33,427 | 79,910 | 24,626 | 104,537 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 24,037 | | 22,445 | 33,427 | 79,910 | 24,626 | 817,320 |
| 当 期 末 残 高 | 143,266 | 56,288 | 29,292 | 268,954 | 497,801 | 122,947 | 7,738,627 |

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| (資産の部) | 12,593,852 | (負債の部) | 5,901,635 |
| 流動資産 | 6,100,452 | 流動負債 | 3,682,120 |
| 現金及び預金 | 1,690,015 | 営業未払入金 | 2,007,279 |
| 受取手形 | 12,954 | 短期借入金 | 747,000 |
| 営業未収入 | 2,254,745 | 未払入金 | 9,873 |
| 仕掛作業支出 | 218,544 | 未払消費税等 | 133,159 |
| 貯蔵品 | 1,273 | 未払消費税等 | 218,370 |
| 関税等立替 | 1,730,656 | 未払消費税等 | 27,318 |
| 前払費用 | 98,725 | 未払消費税等 | 82,253 |
| 関係会社短期貸付 | 26,960 | 関税等預り | 54,839 |
| 未収入金 | 7,643 | 賞与引当金 | 36,855 |
| その他金 | 61,368 | その他 | 286,777 |
| 貸倒引当金 | △2,434 | | 78,392 |
| 固定資産 | 6,493,399 | 固定負債 | 2,219,514 |
| 有形固定資産 | 2,836,213 | 長期借入金 | 910,250 |
| 建物 | 311,448 | 長期借入金 | 16,081 |
| 構築物 | 133,219 | 再評価に係る繰延税金負債 | 161,263 |
| 機械及び装置 | 41,742 | 退職給付引当金 | 1,044,952 |
| 車両運搬具 | 12,927 | 長期未払金 | 69,040 |
| 工具、器具及び備品 | 30,892 | その他 | 17,927 |
| 土地 | 2,282,394 | | |
| リース資産 | 23,588 | | |
| 無形固定資産 | 128,306 | (純資産の部) | 6,692,217 |
| ソフトウェア | 84,233 | 株主資本 | 6,493,679 |
| 電話加入権 | 1,448 | 資本剰余金 | 856,050 |
| 施設利用権 | 42,624 | 資本剰余金 | 625,295 |
| 投資その他の資産 | 3,528,879 | 資本準備金 | 625,295 |
| 投資有価証券 | 1,012,684 | 利益剰余金 | 5,388,598 |
| 関係会社株 | 901,157 | 利益剰余金 | 140,000 |
| 出資 | 690 | その他利益剰余金 | 5,248,598 |
| 関係会社出資 | 78,798 | 別途積立金 | 3,850,000 |
| 長期貸付 | 17,409 | 繰越利益剰余金 | 1,398,598 |
| 従業員長期貸付 | 11,719 | 自己株式 | △376,263 |
| 破産更生債権 | 3,705 | 評価・換算差額等 | 198,537 |
| 長期前払費用 | 15,774 | その他有価証券評価差額金 | 142,249 |
| 繰延税金資産 | 388,824 | 土地再評価差額金 | 56,288 |
| 差入保証金 | 172,264 | | |
| 社会保険 | 26,484 | | |
| 貸倒引当 | 903,088 | | |
| | △3,723 | | |
| 資産合計 | 12,593,852 | 負債純資産合計 | 12,593,852 |

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------|---------|------------------|
| 営業収益 | | 15,598,849 |
| 営業原価 | | 10,968,030 |
| 営業総利益 | | 4,630,818 |
| 販売費及び一般管理費 | | 3,610,986 |
| 営業利益 | | 1,019,832 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1,841 | |
| 受取配当金 | 29,148 | |
| 受取保険金 | 39,501 | |
| 受取手数料 | 4,695 | |
| その他 | 8,187 | 83,374 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 10,779 | |
| その他 | 1,145 | 11,924 |
| 経常利益 | | 1,091,282 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 49,444 | 49,444 |
| 特別損失 | | |
| 子会社株式評価損 | 46,064 | 46,064 |
| 税引前当期純利益 | | 1,094,662 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 336,000 | |
| 法人税等調整額 | 10,216 | 346,216 |
| 当期純利益 | | 748,445 |

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | 株主資本 合計 |
|-------------------------|---------|---------|-------------|---------|-------------------|-------------|-----------|----------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 856,050 | 625,295 | 625,295 | 140,000 | 3,550,000 | 1,070,240 | 4,760,240 | △376,237 | 5,865,347 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | |
| 別 途 積 立 金 の 積 立 | | | | | 300,000 | △300,000 | — | | — |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | △120,088 | △120,088 | | △120,088 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | 748,445 | 748,445 | | 748,445 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | | | △25 | △25 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | | | | | 300,000 | 328,357 | 628,357 | △25 | 628,332 |
| 当 期 末 残 高 | 856,050 | 625,295 | 625,295 | 140,000 | 3,850,000 | 1,398,598 | 5,388,598 | △376,263 | 6,493,679 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-------------------------|-------------------------------|--------------------|------------------------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | 118,525 | 56,288 | 174,813 | 6,040,160 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 別 途 積 立 金 の 積 立 | | | | — |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | △120,088 |
| 当 期 純 利 益 | | | | 748,445 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △25 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 23,724 | | 23,724 | 23,724 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 23,724 | | 23,724 | 652,056 |
| 当 期 末 残 高 | 142,249 | 56,288 | 198,537 | 6,692,217 |

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

大東港運株式会社
取締役会御中

清陽監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 中市俊也
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 石尾 仁
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大東港運株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大東港運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(会計監査人の監査報告書謄本)

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

大東港運株式会社
取締役会御中

清陽監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 中市俊也
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 石尾 仁
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大東港運株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(監査役会の監査報告書謄本)

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役会及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

大東港運株式会社 監査役会

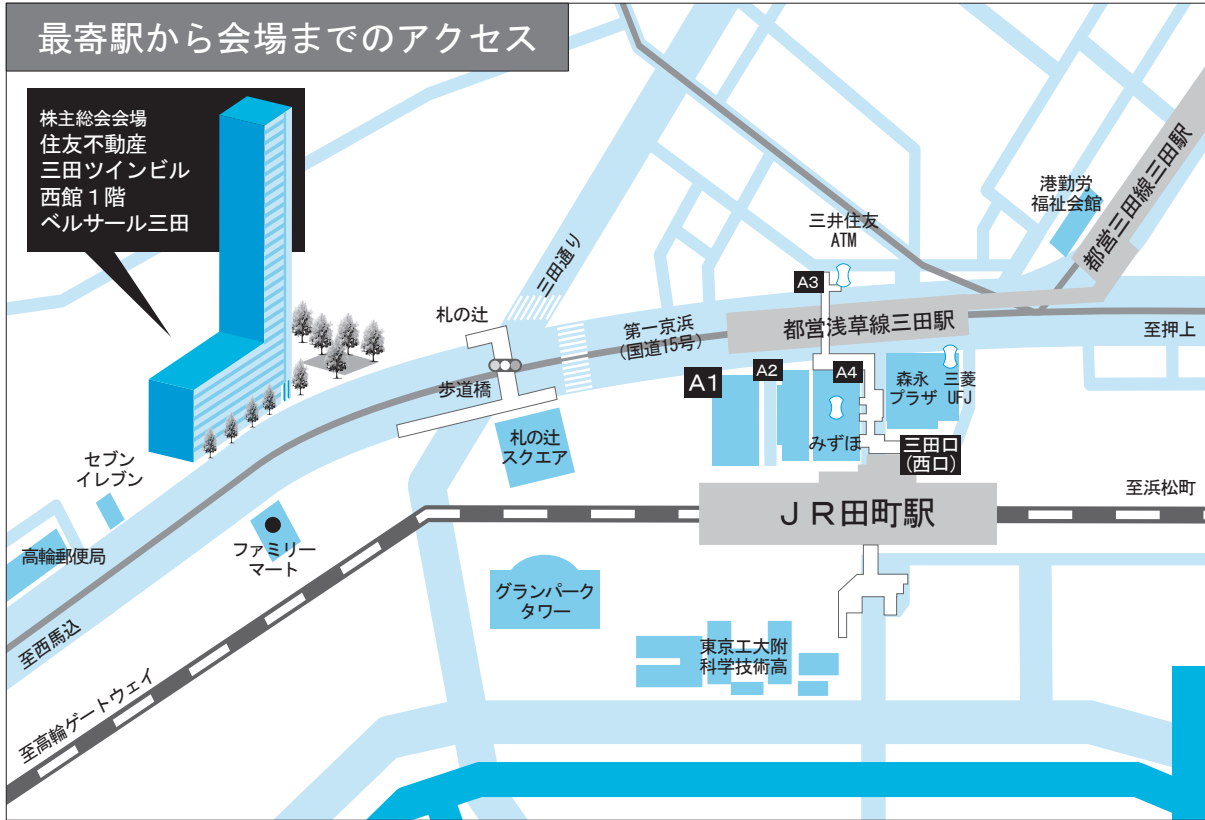
| | | |
|-------|-------|---|
| 常勤監査役 | 持田哲夫 | ㊦ |
| 社外監査役 | 鎌田栄次郎 | ㊦ |
| 社外監査役 | 松田竜太 | ㊦ |

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区三田三丁目5番27号
住友不動産三田ツインビル西館1階ベルサール三田 Room 2・3
電話 03-3451-6021

最寄駅から会場までのアクセス



●最寄駅

JR山手線・京浜東北線 田町駅 三田口(西口) 徒歩8分
都営地下鉄三田線・浅草線 三田駅 A3・A4出口 徒歩7分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC
www.fsc.org
FSC® C022915